

掛川電気工業協同組合

差出人: (株)静岡県電気工事協力会 山崎 [ya-denkyo@aqua.ocn.ne.jp]
送信日時: 2019年2月8日金曜日 16:59
宛先: 株式会社 掛川電気引込工事センター; 株式会社 静岡電気引込工事センター; '合同会社 清水電気引込工事センター'; 合同会社 藤枝電気引込工事センター; '合同会社 浜松電気引込工事センター'
CC: 谷口PC; 中部電力(株)大澤副長; '【掛川組合】'; '【静岡組合】'; '【藤枝組合】'; '【浜松組合】'
件名: 【共有化&お願い】改修判断誤りによる支持物(パンザーマスト)傾斜について
添付ファイル: 配電関係業務共有化情報(パンザーマスト傾斜).docx; 別紙 パンザーマスト柱の地際腐食による電柱傾斜について.docx

各センター 御中

お世話になっております。

中部電力(株)→連合会より、情報共有化のお願いがありました。

原因等につきましては、現在調査中ですが、取り急ぎ、直営班および協力工事店の皆様へ共有化いただきますようお願いいたします。

また、安全作業必携記載のとおり、昇柱前には**電柱や支線の地際点検を実施**の上、作業に従事下さるようお願いいたします。
(パンザーマスト柱は、地際(掘削)約5cm程度の箇所が変色、錆、腐食する可能性があるため、特に点検願います)

以上 よろしく願います。

(株)静岡県電気工事協力会 山崎
静岡市駿河区津島町 12-27
TEL 054-654-9111 FAX 054-654-9112
E-mail : ya-denkyo@aqua.ocn.ne.jp

バンザーヤスト柱の地際腐食による電柱傾斜について

別紙 2 (写真)

○1月21日対象外灯申込みによる現場設計中の写真



○1月24日事象発生時の写真



〇1月24日仮処置中の写真



〇1月24日改修工事後の写真



配電関係業務共有化情報

支		社		様式1	営業所
建設課長	運営課長	副長	担当	発生部署の長	
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	

報告事象	本店報告事象	・ 支社報告事象	トラブル事象検討会	開催	・ 非開催
現状調査	要	・ 否	対策的ルールの設定	要	・ 否
判断理由等 公衆保安に影響を与え、かつ社会的信頼を損なう可能性があるため					

所属・発注部署 〇〇支社 〇〇営業所 〇〇課	起因	直営	・ 請負	・ 委託
発生日時 2019年1月24日(木) 11時50分	内容(改修判断誤りによる支持物傾斜)			
	発生場所 〇〇〇〇 地内			

<概要>

- ・ 〇〇鉄道(〇〇本線・〇〇線)沿いにおいて、支持物(パンザーマスト柱)の劣化(地際腐食大)を把握したが、改修判断を誤り仮措置を実施しなかった。また、早期改修手配としたが、施工期限を3ヶ月後としたため支持物の傾斜に至った。

<発生に至る経緯>

- パンザー柱特別点検(2007年11月30通知文書「パンザーマスト柱倒壊事象に伴う特別点検の実施について」に基づき実施)

2007年12月18日

- ・ 当該柱の地際の掘削(5cm程度)による劣化判定は劣化ランクBであった。(ランクBのため改修手配および個別管理は不要)

○定期巡視

2012年度(前々回の巡視 月日は不明)

- ・ 書類保管期限は過ぎており、当該柱の定期巡視同調点検結果の記録なし。

2017年5月1日(至近の巡視)

- ・ 巡視者は、当該柱の定期巡視同調点検で、地際の掘削(5cm程度)による劣化判定点検を実施せず、目視点検で設備劣化無しと判断した。

2017年5月29日

- ・ 技術サービス副長は、DAMRAS画面で当該柱に改修を要する事項がないことを確認し、実績登録を実施した。

2017年5月30日

- ・ 保守副長Aは、DAMRAS画面で当該柱に改修を要する事項がないことを確認し、実績承認登録を実施した。

○改修設計

2018年12月21日

- ・ 直営設計者は、共架外灯申込みによる現場設計で当該柱の地際が劣化ランクD(錆割れ)であることを確認したため、写真撮影をして帰社後に設計総括者へ、当該柱の状況説明および外灯の共架可否について相談した。
- ・ 設計総括者は、SH図面と写真を確認し、当該柱が劣化ランクD(錆割れ)であることから早期に対応が必要と判断し、保守部署へ相談するよう直営設計者へ指示した。また、外灯の共架については不可で当該柱への昇柱についても禁止であることを直営設計者へ指示した。
- ・ 直営設計者は、SH図面と写真を基に保守長へ、当該柱の劣化状況を説明した。
- ・ 保守長は、写真および直営設計者からの口答報告より、当該柱が劣化ランクDで緊急性が高いと判断した。
- ・ 保守長は、劣化ランクDであるが、〇〇鉄道(〇〇本線・〇〇線)沿いで調整に時間がかかること、電線類の設備が直線路であることから1ヶ月程度で改修できれば倒壊の恐れはなく、仮措置は不要と判断し、早期改修伝票として伝票を発行した。その際、1ヶ月程度で改修する思いであったが、用地交渉や〇〇鉄道との調整に時間を要することから、伝票発行時に施工期限を3月20日でシステム登録した。
- ・ 保守長は、保守副長Bが不在でDAMRASの劣化設備・早期管理登録をした場合に、設計回付が遅れてしまうため、登録と保守副長Bへの回付を省略した。
- ・ 保守長は、設計総括者と直営設計者に、当該柱の建替を早急に対応するよう伝えて伝票を設計受領箱に回付した。(仮措置をしていないことについて連絡はしなかった)

2018年12月25日

- ・設計副長は、当該伝票の「外線工事チェックシート兼工事調整結果連絡票」の「パン柱根元腐朽大早急建替要」の記載を確認したが、添付されたSH設備図面で〇〇鉄道（〇〇本線・〇〇線）沿いのパンザーマスト柱の腐食建替であり、建替用地および〇〇鉄道との調整を考慮して、施工期限が3月20日であることに違和感はなかった。（写真および仮措置未実施については未確認）
- ・設計副長は、鉄道近接であるが鉄道会社との調整は直営で実施させるため、支持物建替の設計はCHSでも可能であると判断し、CHS委託定型設計伝票とした。

2019年1月11日

- ・設計副長は、CHS〇〇営業所に当該伝票を1月分の追加伝票として設計指示期間1月18日で付託した。

2019年1月15日

- ・CHSの設計者Aと設計者Bは、現場設計を実施した。

2019年1月18日

- ・設計副長は、CHS〇〇営業所より当該伝票の指示期間変更（2月20日）依頼を受け、変更承認した。

○事象発生

2019年1月24日 11:50頃

- ・保守副長Bと保守担当者Aは、〇〇鉄道の〇〇電力指令室担当者および近隣住民2件からの通報により、現地に向出した。

11:54頃 保守副長Bは、当該柱が地際腐食により20度程度傾斜をしていることから、緊急で本復旧工事が必要と判断し、〇〇鉄道の〇〇工務区への立合依頼とトーエネックへの高圧停電による本復旧依頼および、本復旧までの仮措置として直営のレッカー車と高所作業車の手配を指令長へ電話で指示した。

12:00頃 保守担当者Bは、〇〇鉄道の〇〇工務区へ電話をし、緊急作業への立合を依頼した。

12:15頃 直営の仮措置要員5名現着

12:15頃 保守副長Bは、〇〇鉄道の〇〇工務区の立合者が現着されていないが、支持物の倒壊を避けるため、レッカー車のブームのみを先行して伸ばすことを〇〇鉄道の〇〇工務区へ連絡するよう電話で指令長へ指示した。

12:18頃 保守担当者Bは、〇〇鉄道の〇〇工務区へ電話をし、立合前にレッカー車を使用する承諾を得た。

12:20頃 技術サービス副長は、当該柱の下部補強およびレッカー車による支持（仮措置）を直営作業員4名に指示した。

12:25頃 〇〇鉄道の〇〇工務区2名が現着した。

12:25頃 保守副長Bは、〇〇鉄道の〇〇工務区2名に状況と復旧方針を説明した。

12:45頃 仮措置完了

12:45頃 保守副長Bは、トーエネックのチーム長と復旧工事概要を現場で調整し、14時より高圧停電による本復旧開始とした。

12:50頃 〇〇鉄道の〇〇工務区より4名程度追加で現着した。

12:50頃 保守副長Bは、現地で〇〇鉄道の〇〇工務区の立合者に仮措置完了を報告し、14時に再度立合で本復旧工事を開始することで承諾を得た。

13:50頃 工事担当者は、〇〇鉄道の〇〇工務区の接点者1名と見張り4名と復旧工事の調整を実施し、14時より作業開始した。

18:29 本復旧完了

○伝票返付

2019年1月24日

- ・設計副長は、当該柱の緊急建替工事を実施するため、付託している当該支持物建替伝票の返納をCHS〇〇営業所に依頼し受領した。

○当面の対策

(1) 設備点検

ア 隣接（パンザーマスト）柱（3本）について腐食異常なしを確認（1月24日）

イ 線路沿いにおけるパンザーマスト柱の緊急点検

	〇〇〇〇本線	〇〇〇〇線	計	点検期限
パンザー柱	56	4	60	1月31日

ウ 腐食異常発見時の対応

劣化状況に応じて補強板等による緊急措置工事を実施

(2) 配電業務従事者への再徹底事項

ア 事象共有と点検方法の指導（巡視点検従事者：1月25日完了、その他従事者1月31日までに実施）

イ 腐食状態による対応判断を再徹底（巡視点検従事者は1月25日完了、その他従事者1月31日までに実施）

<本来の取扱い>

「配電設備保全業務の手引」

・設備管理

ランクDの改修要否は、緊急取替または早期改修

DAMRASの改修・劣化設備登録要

・対象設備の巡視・点検区分

パンザーマストは定期巡視同調点検（掘削要5cm程度）

「配電線路巡視点検の手引」

・早期改修分

保守担当箇所は、本改修までに期間を要するものは、本改修が完了するまでの間、仮措置を講じるとともに現場管理を強化する。

事故の程度等

相手方	影 響			
	損害額 なし	その他		
社会的影響	法令・条例に係わる罰則	有・無	監督官庁から始末書の要求	有・無
	報道の有無 ・新聞：有()、無		報道の問い合わせ ・新聞：有()、無	
	・T V：有()、無		・T V：有()、無	
	記事			

発生支店・本店記入欄（全支店への共有化が必要なトラブル事象は本店報告事象とする）

判断箇所	発生支店		本店	
各事業所への共有化	要	否	要	否
トラブル事象検討会の開催	要	否	要	否
業務検討会の開催	要	否	要	否
現状調査	要	否	要	否
対策的ルールの設定	要	否	要	否

<p>判断理由等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事象周知のため各事業場への共有化「要」とする。 ・ 公衆保安に影響を与え、かつ社会的信頼を損なう可能性がある重大な事項であるためトラブル事象検討会の開催は「要」とする。 ・ 業務検討会の開催については、トラブル事象検討会の結果を踏まえて別途指示予定。 ・ 保安確保のため現状調査「要」とし、現場再点検を実施する。(再点検対象は検討中) ・ 対策的ルールの設定は、現状調査、現場再点検の結果を踏まえて設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業場への共有化は、事象周知のため「要」とする。 ・ トラブル事象検討会の開催は、発生事業場にて開催するため「一」とする。 ・ 業務検討会の開催については、当該支社のトラブル事象検討会や業務検討会の結果を踏まえ設定する。 ・ 現状調査は、DAMRAS にリンクDとして登録されているパンザーマスト柱の現状を確認のうえ、建替等の処置を行う。 <p>なお、その他のパンザーマスト柱点検については、当該支社の現場再点検の結果をもって判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策的ルールの設定は、トラブル事業検討会、業務検討会、現状調査、現場再点検の結果を踏まえて設定する。
--------------	--	---

用済後破棄